

### 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引き

上げに伴い、所得の低い方への負担の配慮として、暫定的・臨時的な措置による「臨時福祉給付金」を、また子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

平成26年1月2日以降に本市に転入された方については、平成26年1月1日時点での住民登録のあった市区町村へ問い合わせください。

#### ◇臨時福祉給付金

##### 〈支給対象者〉

平成26年度市町村民税(均等割)が課税されていない方ただし、課税されている方の扶養に入っている場合や、生活保護制度の被保護者の方は対象になりません。

##### 〈給付額〉

1人につき1万円  
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円が加算されます

##### 〈申請方法等〉

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、申請期限までに窓口へ直接提出するか返信用封筒にて郵送してください。支給要件を満たした方は、申請書に記載された指定口座へ入金されます。

市から、支給対象となる可能性のある方には、案内(申請書類含む)を送付していただきますが、書類が届いていない方で、臨時福祉給付金に該当すると思われる方は、連絡いただるか、直接窓口へお越しただければ、申請書類等を

お渡します。  
▼申請先 社会福祉課「臨時福祉給付金」窓口  
※白里出張所でも受付可  
▼申請期限 平成27年1月5日

### 子育て世帯臨時特例給付金 〈支給対象者〉

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

##### 〈対象児童〉

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、次の児童は対象外です。  
・「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
・生活保護制度の被保護者にあたる児童

##### 〈給付額〉

対象児童1人につき1万円

##### 〈申請方法等〉

本市で1月分の児童手当・特例給付を受給されていた方へ、6月下旬に申請書類を郵送しています。  
申請書に必要事項を記入し、申請期限までに窓口へ直接提出するか、返信用封筒にて郵送してください。支給要件を満たした方は、申請書に記載された指定口座へ入金されます。  
▼申請先 子育て支援課窓口

### 住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付しています

市では、再生エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止のため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、設置費用の一部を補助します。

▶受付期間=平成27年3月6日(金)まで  
※予算額に達し次第締め切ります(先着順)

##### ▶対象

①一定の要件を満たした発電システムを設置した住宅(本市内の区域内の住宅であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方

②発電システムにより発電した電力を供給するための契約を電力会社との間で締結し、当該契約で定めた電力の供給を開始する日が平成26年4月1日以降であること

※そのほかにも要件がありますので、必ず申請前にご確認ください

##### ▶申請方法

太陽光発電システムの設置後または建物の購入後、所定の交付申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類と合わせて提出してください。

詳しくは問い合わせください。

☎(70)0386

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は必ず届け出を

対象者には、必要書類や提出期限等を通知しますので、必ず提出してください。また相談は随時受け付けています。

#### ◇児童扶養手当現況届

児童扶養手当の受給者および扶養義務者の前年所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が必要です。届出をしないと、受給資格があっても8月分以降の手当てが受給できなくなりますので、必ず提出してください。なお、所得制限等により現在手当てを受給していない方も届出が必要です。

#### 〈児童扶養手当の支払期です〉

現在、手当てを受給されている方および平成26年3月から6月末までに新たに認定を受けた方は、8月11日(月)に市から4ヵ月分(平成26年4月分~7月分)が指定口座に振り込まれますので、児童扶養手当証書に記載してあります金融機関の口座にてご確認ください。

☎・☎子育て支援課児童家庭班 ☎(70)0331

#### ◇特別児童扶養手当の所得状況届

毎年(平成26年は8月11日から9月10日までの間に)、住所地の市町村が受給者の所得状況や世帯員の状況等を確認するため、所得状況届の提出が必要です。

届出をしないと、その年の8月分以降の手当てが受けられなくなりますので、必ず提出してください。

支給停止されている場合でも届出しないと、その後、所得制限に該当しなくなっても手当てが受けられなくなる場合があります。

☎・☎社会福祉課社会福祉班

☎(70)0330

#### ▼申請期限 平成27年1月5日(月)

##### 〈公務員の方の申請受付〉

公務員の方は所属庁から児童手当が給付されているため、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書等も所属庁から配布されます。配布された申請書等に必要事項を記入のうえ、提出してください。なお、申請書の書き方で不明な点がありましたら所属庁にお問い合わせください。

▼申請先 子育て支援課窓口  
▼申請期限 平成27年1月5日(月)

#### ☎(臨時福祉給付金に関する)

社会福祉課社会福祉班  
☎(70)0330

子育て世帯臨時特例給付金に関することは  
子育て支援課児童家庭班  
☎(70)0331

### 障がい福祉計画 策定懇談会委員を募集

本市では、障がい福祉に関する必要なサービスの見込量とその確保のための方策等について、平成24年度に「大網白里町障害福祉計画(第3期)」を定め、これに基づき市の施策を展開しています。

この度、現在の本市の状況を反映した「大網白里市障がい福祉計画(第4期)」(平成27年度~29年度)を策定するにあたり、障がい福祉計画策定懇談会の委員を募集します。

障がいのある方や福祉・医療関係機関の皆さんと一緒に、

本市の障がい者福祉を進めるための計画づくりに参加してみませんか。

▼資格 平成26年8月1日現在、市内在住の20歳以上で、平日昼間の会議に参加できる方  
※9月から平成27年3月まで、6回程度を予定  
▼募集人数 2人  
▼申込締切 8月15日(金)(消印有効)

▼任期 計画策定が完了する日まで(平成27年3月末を予定)

▼申込方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、「障がい福祉計画策定が完了する日まで(平成27年3月末を予定)まで」

▼申込方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、「障がい福祉計画策定が完了する日まで(平成27年3月末を予定)まで」

社サービスの今後の展望」をテーマとしたレポート(任意様式800字程度)を添えて、社会福祉課へ持参・郵送・電子メールのいずれかで提出

※応募用紙は社会福祉課の窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます

▼選考方法 書類選考のほか、必要に応じて面接を実施

▼その他 障がい福祉計画策定懇談会は公開にて行われますので、ご了承ください。  
☎・☎ 2099-13292  
大網白里市大網115-12  
社会福祉課社会福祉班  
☎(70)0330  
☎(70)0330  
fukushi@city.omishirasato.jp

### 市議会第2回定例会(6/6~6/23開催) 10議案と4発議案が原案可決・承認

#### 〈議案〉

- 第1号 専決処分承認を定めることについて(大網白里市市税条例等の一部を改正する条例)
- 第2号 平成26年度大網白里市一般会計補正予算
- 第3号 平成26年度大網白里市土地区画整理事業特別会計補正予算
- 第4号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5号 大網白里市教育委員会定数条例を廃止する条例の制定について
- 第6号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 第7号 契約の締結について(市立白里小学校屋内運動場改築工事)
- 第8号 財産の取得について(市有バス購入)
- 第9号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 第10号 契約の締結について(市立白里中学校校舎耐震構造改修工事(管理棟))

#### 〈発議案〉

- 第1号 労働者保護ルール改正反対を求める意見書の提出について
- 第2号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 第4号 「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出について

### 大網駅前広場は安全運転で

大網駅前広場への車両の出入りがスムーズになるように、山武土木事務所と東金警察署の指導と協力により、県道と駅前広場の路面表示等が一部改良されました。



①大網駅前広場のロータリーは、県道からの出入りとなりますので、左折・右折の合図をお願いします。

②駅前交番前の横断歩道に駐停車する車両が見られ危険なため、車両が停車しないようにポールコーンが設置されました。横断歩道内および前後5mは駐停車禁止です。皆様のご協力をお願いします。

☎(70)0311